

九十九里町文化団体連絡協議会規約

(目的)

第1条 本会は、九十九里町における文化関係団体が、相互に連絡協調をはかり、町民文化の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- イ 加盟団体で共催できる研究会、講座、講演会、音楽会、文化祭などの開催。
- ロ 機関紙の発行。
- ハ その他本会の目的達成のための必要な事業。

(名称及び事務所)

第3条 本会は、九十九里町文化団体連絡協議会と称する。

第4条 本会の事務所は、九十九里町立中央公民館におく。

(組織)

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同する町内に結成された文化活動に関する団体、又はグループ（以下「団体」という。）をもって組織する。

2 本会に次の専門部をおく。

広報部

事業部

3 各部に互選により部長1名、副部長1名をおく。

(加盟及び脱退)

第6条 本会への加盟については総会にはかるものとする。

第7条 本会の加盟団体が第5条の規定に則さなくなったとき、又は本会の加盟団体として適さなくなったときは、総会にはかり脱退させることができる。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 2名

監事 2名

会計 2名

事務局長 1名

2 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第9条 各役員は総会で選出する。

2 会長は、本会を代表して会務を統理し、会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問の任期は、第8条第2項の規定を準用する。

(会議)

第11条 本会の会議は、役員会（役員会は第8条の役員及び第5条第3項の部長、副部长をもって構成するものとする。以下同じ。）及び総会とする。

2 役員会及び総会は、会長が招集し、議決事項を審議する。

(会費)

第12条 会費は、1団体3,000円とする。

(会計)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会の同意を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和59年8月12日から施行する。

附 則

この規約は、昭和61年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、昭和63年7月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年6月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年5月29日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年5月31日から施行する。